

基本要件適合性チェックリストの改正(1基準)について(医薬機審発1222第2号:令和5年12月22日)

制定/ 改正等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23条の2の23 第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指 定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表番号	医療機器の名称
改正	別表第3-489	1 電子聴診器